

様式第12（第11条関係）

[略]

〔備考〕

1～8 [略]

9 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記録する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

[略]

10・11 [略]

様式第27（第11条関係）

[略]

〔備考〕

1 「【事件の表示】」の欄は次の要領で記録する。

イ・ロ [略]

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」（書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては「【申請番号】」に申請の番号）に出願の番号を記録する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記録する。

ニ [略]

2～4 [略]

様式第32の2（第19条関係）

[略]

〔備考〕

1～6 [略]

7 「国籍・地域」は、出願人又は代表者がその国民である国・地域名を記載する。

8 「住所」は、出願人又は代表者がその居住者である国・地域名を記載する。

9～16 [略]

様式第39（第41条の3関係）

[略]

〔備考〕

1 「届出の内容」の欄の「出願番号」には、包括納付申出書の援用を制限する特許出願の番号、意匠登録出願の番号又は商標登録出願の番号を、「査定謄本の送達日」には当該出願について査定の謄本の送達があった日を記載する。

2・3 [略]

様式第12（第11条関係）

[略]

〔備考〕

1～8 [略]

9 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記録する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

[略]

10・11 [略]

様式第27（第11条関係）

[略]

〔備考〕

1 「【事件の表示】」の欄は次の要領で記録する。

イ・ロ [略]

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」（書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては「【申請番号】」に申請の番号）に出願の番号を記録する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記録する。

ニ [略]

2～4 [略]

様式第32の2（第19条関係）

[略]

〔備考〕

1～6 [略]

7 「国籍・地域」は、出願人又は代表者がその国民である国の国・地域名を記載する。

8 「住所」は、出願人又は代表者がその居住者である国の国・地域名を記載する。

9～16 [略]

様式第39（第41条の3関係）

[略]

〔備考〕

1 「届出の内容」の欄の「出願番号」には、包括納付申出書の援用を制限する特許出願の番号、意匠登録出願の番号又は商標登録出願の番号を、「査定謄本の発送日」には当該出願について査定の謄本の送達があった日を記載する。

2・3 [略]

備考 表中の [] の記号は注記による。